

## 2015年度 労働者福祉に関する要請

### 1. 秋田県労働福祉協議会及び労働福祉事業団体の支援・協力

秋田県労働福祉協議会は構成団体の相互協力・利用促進や福祉活動に関する協議、検討を行いながら「連帯・協同でつくる安心・共生の福祉社会」をめざし、幅広い立場・観点から政策提言要請や運動を展開してきた。

労働者福祉の向上・前進に向け、秋田県労働福祉協議会及び構成団体である労働福祉事業団体（東北労働金庫秋田県本部、全労済秋田県本部、一般財団法人秋田県労働会館、連合秋田）に対して引き続きご支援頂くとともに、各団体の育成・発展に向けご協力頂く事をお願い致します。

### 2. 東日本大震災の被災者支援

大震災から3年半以上が経過した現在、県内には1,000名程の避難者が暮らしていると思われる。被災地から県内に避難している方々への支援策を一層強化するとともに、以下の取り組みを進めること。

#### (1) 被災者・避難者への生活支援

- ① 被災者・避難者の生活、住居、就労、医療・福祉等に関するきめ細かな情報提供や総合相談の体制を整備すること。
- ② 経済的な理由で就学の機会が奪われる事が無いよう、学費・入学金・給食等の減免や、無償給付型や地域特別枠を含む公的奨学金制度の拡充を図ること。
- ③ 被災者の生活再建のために、被災者生活再建支援制度の抜本的拡充を行うことを積極的に国へ要請する事を求めること。

### 3. 格差・貧困社会の是正、ナショナルミニマムの保障、セーフティネットの強化

#### (1) 「孤立」から「支え合い」の社会へ

- ① 総合自殺対策大綱に掲げられた地方自治体の役割である、地域における各主体の緊密な連携・協働に努めるとともに、自殺対策推進体制（自殺対策推進本部、自殺対策連絡協議会等）の整備・充実を図ること。また、自死やメンタルヘルス問題の偏見を取り除くべく啓発・教育活動に取り組むこと。
- ② 地域における餓死・孤立死等の発生防止に向け、適切な相談機関につなげることができるよう、行政、支援団体、専門家、電気・ガス・水道等のライフライン関係者等による幅広い連携・協力体制を構築すること。

#### (2) ナショナルミニマムの確保と生活の底上げ

- ① 生活保護制度における生活扶助基準の大幅な引き下げは、同基準に準拠する諸制度、すなわち準要保護者に対する就学援助制度における学用品費等の支給をはじめ、奨学金事業や高校授業料減免の地方単独事業も含め、地域住民の生活に多大な影響を及ぼすことは必至である。これらの制度について県は、住民生活への影響を最小限にとどめるために、従前と同水準の支援を堅持する等の措置を講ずること。また県は関係市町村へ同趣旨の協力要請を行うこと。

(3) 人間としての尊厳が保障され、利用しやすい生活保護制度への改善

- ① 生活保護の実施機関である県は、申請権（保護請求権）や受給権を侵害する違法な運用（いわゆる水際作戦）を行わず、窓口での申請抑制や扶養強制を招かないよう、生活保護法の本来の趣旨に添った適切な運用を徹底すること。
- ② 生活保護を必要とする人の申請権の行使と受給が可能になるよう、地域住民への制度周知や実施機関での申請書類常備等、地域住民のアクセスと運営体制の改善・充実を図ること。

(4) 住まいの権利の保障

- ① 「居住の権利」を基本的人権と位置づけ、公営住宅の確保や民間賃貸住宅の借り上げなどによって、生活困窮者へ向けた住宅現物給付の仕組みを確保すること。
- ② 地域における「居住支援協議会」の設立ならびに取組みの促進を図ること。

(5) 経済的理由で夢を断念させない ～ 教育・人材育成での機会均等

- ① 経済的理由によって就学が困難な者の就学に向けた相談、および奨学金制度の利用・返還に関する相談など、相談窓口の整備・拡充を図ること。
- ② 県は国に対し、現行の日本学生支援機構の奨学金制度の改善、ならびに国による給付型奨学金の創設・拡充を働きかけること。
- ③ 県は国の奨学金制度を補う観点から、有利子の奨学金について利子補給等の制度創設（充実・改善）を検討すること。

4. 暮らしの総合支援（ライフサポート）事業運営への理解と協力

秋田県労働福祉協議会が労働福祉事業団体をはじめ弁護士会、司法書士会、NPO等との連携のもと、「暮らしなんでも相談」として開設した「ライフサポートセンターあきた」は、昨年より秋田県労働会館の事業へ移行されたが2014年12月で丸6年が経過しようとしている。相談件数は年々増加傾向にあり、年間300件を超える相談件数で、現在は累積件数1,500件以上に達している。相談内容は労働問題、金融・多重債務、消費生活・福祉、法律・税制、各種トラブルなど複雑多岐に渡っている。多くの相談へ対応する為に、専門の相談アドバイザーを配置しているが、相談の内容によっては弁護士・司法書士・労働福祉事業団体・各種相談窓口と連携を図りながら、解決に向けて日々活動している。2014年度の相談状況については、別資料参照。

① 「ライフサポートセンターあきた」への助成について

労働福祉事業団体をはじめ、多くの関連団体のご理解、ご協力のもとに開設した「ライフサポートセンターあきた」は、生活・福祉をメインとした相談の窓口として重要な役割を担う立場となっている。現在は秋田市の拠点で全ての相談を受付けているが、今後は全県各地への拡大対応を推進するために、広告宣伝や対応人員配置等で費用がかかる事となる。県から費用面での助成を検討頂きたい。

② ふきのとうホットラインの相互連携

秋田県が2003年（平成15年）に心のセーフティーネットとして始めた「ふきのとうホットライン」の相談窓口一覧に「ライフサポートセンターあきた」も掲

載させてもらい、このネットワークを使って他団体から相談を取り次ぐ、または紹介するケースも多くある。しかしながら、各団体で個別対応となりそれぞれが情報を共有する機会はほとんどなく、個別の情報交換に留まっている。同じ相談分野ごと、あるいは相談分野を超えて情報交換や相互連携する機会をもうけるなど、県として検討頂きたい。

## 5. 多重債務対策

改正貸金業法の完全施行後の状況を踏まえ、次の課題について国と連携し強化・創設を図ること。

- ① 貸金業者による脱法行為を厳しく監視できるよう、都道府県・多重債務対策協議会における実態の検証・分析を行うこと。
- ② 民間非営利組織（労金、NPO等）を活用し、低所得者や債務整理後に借りられない人に対する個人向けセーフティネット貸付の創設・拡充ならびに支援策としての保証制度の確立を図ること。
- ③ クレジットカードのショッピング枠の現金化を悪用した業者による、法定金利相当額を大幅に上回る高額な手数料問題について対策を強化すること。
- ④ 無価値な商品を担保として特例高金利で貸し付けるいわゆる偽装質屋問題に対し対策を強化すること。
- ⑤ ヤミ金撲滅に向けて引き続き一層の取り組み強化を図ること。

## 6. 中小企業勤労者の福祉格差の是正

秋田県として、中小企業勤労者の福祉格差の是正に向けて、中小企業勤労者福祉サービスセンターが魅力あるサービスを提供し、自立と再生を果たすよう、県としての積極的な役割を發揮し、関係市町村やサービスセンターへの支援・指導を強化するとともに未設置エリアの解消に努めること。

## 7. チャリティゴルフ大会への協力

秋田県労働福祉協議会が主催する「東日本震災復興支援チャリティゴルフ大会」は今年で27回目を迎え、県内各地から159名の参加を得て成功裏に開催された。この大会は、健康で活動できることに感謝するとともに、社会の不条理に遭遇された方々へささやかな激励の意を込めて開催している。参加者や協賛団体から寄せられた多くのご厚意を、県内の福祉団体・福祉施設、また東日本大震災の被災地へ寄贈し開催の目的を果たす予定である。来年度以降についてもこの趣旨をご理解いただき、協賛広告や役職員の参加等で協力頂く事を要請する。

## 8. メーカー協賛金への協力

秋田県内のメーカーに対して、引き続き運動へのご理解と協賛金の維持を要請する。

以 上